

大田市公告 第137号

土地収用法（昭和26年法律第219号。以下「法」という。）第42条第1項の規定により、島根県収用委員会から同法第42条の3第1項の規定による書類の写しの送付を受けたので、同条第47条の4第2項において準用する同法第42条第2項の規定により公衆の縦覧に供するため、次のとおり公告する。

なお、下記2に掲げる土地の所有者及び関係人並びに損失の補償の決定により権利を害されるおそれのある者は、同法第47条の4第2項の規定において準用する同法第43条の規定によって島根県収用委員会（島根県庁内）に意見書を提出することができる。

令和6年12月23日

島根県 大田市長 楢野弘和

1 事業名

一般国道9号改築工事（福光・浅利道路）（島根県大田市温泉津町今浦地内から同市温泉津町今浦地内まで、同市温泉津町吉浦地内から江津市後地町地内まで、同市後地町地内から同市後地町地内まで及び同市後地町地内から同市松川町上河戸地内まで）及びこれに伴う市道付替工事

2 これらの書類に係る土地の所在、地番及び地目

所在	地番	地目		収用又は 使用の別
		公簿	現況	
島根県大田市温泉津町吉浦	68 番	畑	山林	収用

3 縦覧場所 島根県 大田市役所 建設部 事業推進課

4 縦覧期間 令和6年12月23日から令和7年1月15日まで